スを受けています。 全運転のポイントについ断を利用。市交通安全数います。これまでに21

イントについてアドバイ市交通安全教育員から安

故対策として、

ドライブ

レコー

ダー

市

70歳以上の運転者の交通事

に通知しま ※日程などの

した診断をあなたもぜひ!これまでに210人が活用運転に不安はありませんか?

申し込み▼9月15日(水)までに直接

または電話で道路安全対策課へ。

選

れの市内在住者

象▼昭和26年9月1日以前生ま

一方的に送り付けられた

員▼15人(定員を超えた場合は抽

直ちに処分可能に

を活用した安全運転診断を実施して

これまでに21

0人が同診

ま 故 の す。32 ち、

6 凯

(227件)に上って

65歳以上の人が関係する事

ス(11月中旬)

して

います。

市内でも、

昨年発生した交通事故

加害者となる事故が、 や道路の逆走などで、

全国的に発生 高齢運転者が

④市交通安全教育員が、 ③記録された映像を診断

運転者(家族

注文や契約をしていない商品は、

同伴可)と映像を見ながらアドバ

多く発生

①ふだん使用する車に、

市が貸し出

す同レコーダ

ーを取り付ける

■同チェックの流れ

アクセルとブレーキの踏み間違い

②9月下旬~10月上旬に10日間程度

運転し、

同レコーダー

を市に返却

70歳以上が対象。

ドライブレコーダー

で安全運転診断

•

ドラ

1

•

チ

エッ

クを実施

國市役所道路安全対策課交通安全園市役所道路安全対策課交通安全

送り付け商法

の規制を強化

特定商取引法が改正

任期付職員(保育士 • 看護師)を募集

採用時期▼11月1日以降要員に応じ て採用

任 15分のうち実働7時間45分割務時間▼午前6時45分~ 期▼任期は1年を超え3年以内 午後7時

選考方法▼採用選考申込書の審査お 5日(火)) よび個別面接(10月4日(月)または 分のうち実働7時間45分

申し込み▼9月27日(月)(必着)まで 市のホ・ 2 4 2 に必要書類を直接または郵送で〒 8601市役所人財課 ムペ ージから電子申請も

※各資格の取得以降に職歴などがあ る場合は、 一定の基準により加算

※募集案内と申 市のホー 配布するほか、 込書は同課で ジからダウ ムペ

ドもで

回市役所人財課人財育成係☎(26

職種 応募資格(年齢制限なし) 基本給 職務内容 募集人数 保育士証が交付されてい る、または採用日までに交 保育士 市立保育園での保育業務に従事 207,570円 付される見込みの人 若干名 市立保育園での障がい児支援 介助、園児への応急処置・必要と する医療的ケア、園内の保育業 看護師 看護師免許を有する人 230,340円 務全般、保健指導など看護・保育 業務

今後も耕作予定がない田畑)の予防 などに寄与します

健康増進、 つく 農作業のノウハウや知識が身に 農家と消費者の相互理解・交流

余暇活動につながる 雑草取り

穫、 野菜の種まき・定植・ 果樹の受粉・ 摘果、 せんてい

市農政課

市役所

3

(4)

※刈払機で 作業や、 の操作はできません。 トラクター

②市と農家・JA間で情報を共有 ①希望する活動場所や期間、 活動の流れ(イメー 作業内容などを記載した登録用紙 を市に提出し、 時間帯、

主な作業内容▼畑の耕運・ 売など 出荷準備・袋詰め、

※活動中の事故などは自己責任とな ります。

③支援を希望する農家などから、 直

の草刈りなど危険を伴う 直売所での販 間引き・収

1

加入などの対応をお願いします。 自身でボランティア保険 ジ など大型機械

スまたは郵送で〒

2

4 2

8 6

0

援農サポー し込み▼登録用紙を直接、 タ ファ

市役所農政課 ジからダウ るほ シロ か

5132 國(260)6281 □市役所農政課農政係☎(260)

和市援農サ ポ を募 集

大

(無償)で支援するサポ 市内農家の農作業をボランティア ター を募集

します。

収穫量の向上や遊休農地(今も

に報告

市内農家

6

割▼市内農家の労働力不足を補 ⑤双方合意のうえ、 容などの調整

⑥作業期間終了後、 農家が市農政課

農家の指示に従

④面談または電話で、 作業日程や内

注文されていない商品を一方的に送り付け、代金を 支払わなければならないと思い込ませて、支払わせる のが「送り付け商法」です。7月6日から、商品が届い たら直ちに処分できるようになりました。

- Q 身に覚えのない商品が請求書とともに送られてき た。代金は支払わなくてよいか。
- A 一方的に商品が送られてきた場合、売買契約は成 立していないため、代金を支払う必要はありませ ん。たとえ、商品を開封、処分しても同様です。
- A 支払い義務があると誤解して代金を支払っている
 - ため、業者に対して金銭の返還を請求することが できます。

Q商品を処分したら、業者から代金を請求されたので

不審な商品が届いた場合は、 一人で悩まずすぐにご相談ください。

市消費生活センター☎(260)5120 月~金曜日(祝日を除く)午前9時30分~正午・午後1時~4時

支払った。返金はされないのか。

広報 やまと 2021.9.1